

【 技能実習生 受け入れ提案書 】

監理事業許認可(許一 2008000255)

Business Matching World



Hiforest Cooperative

〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-18-23 2F

TEL:06-6964-8121

FAX:06-6964-8122

第 1 章：技能実習制度とは？

日本の産業現場にある技能・技術または知識を、発展途上国の労働者に OJT を通じて習得してもらい、帰国後母国の経済発展に役立てる制度のことです。



技能実習生は、上記の制度の下に入国・在留し、受入企業の指導の下で技術の習得を行います。

この制度の下で、在留する外国人のことを技能実習生といいます。

技能実習生は**原則として3年間**の在留が認められますが、技能実習2号時に受ける試験に合格すれば、更に**2年間延長し、合計5年間の滞在が可能です**。

最初の1年間の資格を「技能実習1号」、次の2年間の資格を「技能実習2号」

延長した2年間の資格を**「技能実習3号」**と区分し、「1号」→「2号」→「3号」に

移行するには資格変更手続きが必要になります。

また「在留資格カード」の更新は原則、毎年必要になります。

ハイフォレス協同組合は何をしてくれるの？

ハイフォレスト協同組合の基本的業務は以下の通りとなります。

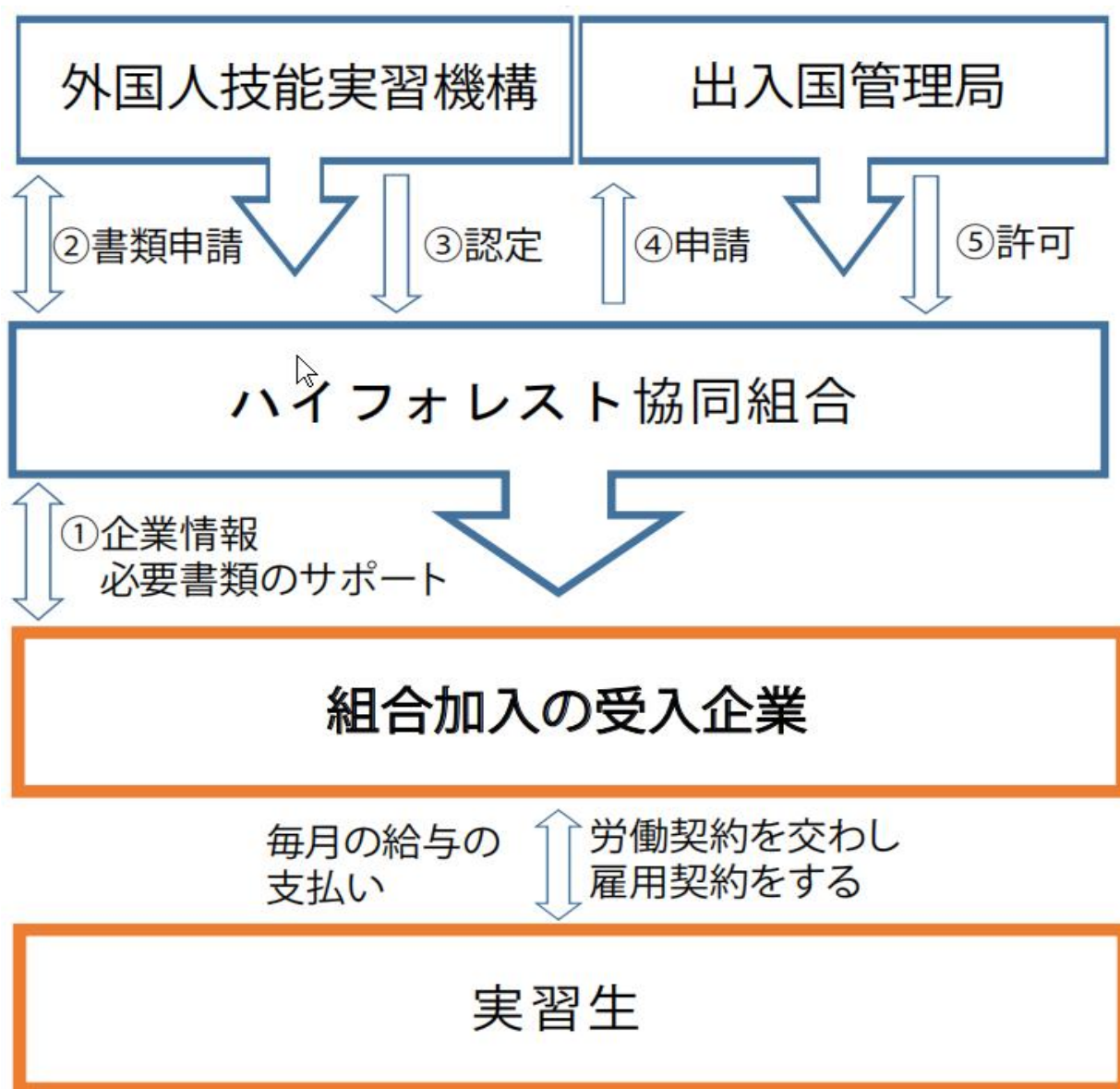
- ・技能実習生を受入される企業様の情報をもとに求人票の作成のお手伝い。
- ・東南アジア諸国にある送出し機関(現地の協力会社)への面接の日程調整や航空券・ホテルの手配・面接への同行。
- ・受入企業様の情報をもとに外国人技能実習機構への書類作成と申請のサポート。
(1号、2号、3号時の申請、各種変更届など)
- ・出入国管理局への書類作成と申請のサポート。
(在留資格許可、1号、2号、3号時の申請、各種変更届など)
- ・1号技能実習生(1年目)を受け入れている企業への 毎月1回の訪問指導
(計画通りの実習が行われているかなどのチェックや、実習をする上での実施者 側からの相談、実習生からの相談などの相談業務)
- ・1号、2号技能実習生を受け入れている企業への 3ヵ月に1回の監査
(過去 3 か月分の賃金台帳、出勤簿、実習日誌をご提出していただき、技能実習生、技能実習指導員なども含めての面談業務)
- ・1号、2号、3号実習生の技能検定または技能評価試験への申し込み受入企業と試験場所の日程調整を行います。(職種により受け入れ企業様の会社で試験を行うことがあります。)
- ・入国後、市役所での転入届、住所変更、郵便局での口座開設、実習生が母国へ送金するための口座開設申し込み。
- ・入国後 1 ヲ月の講習(日本語講習、日本での生活のための知識、実習に必要な知識 警察の安全講習、行政書士などによる法的保護講習などの講習)
- ・実習生を配属するため各企業の管轄の役所での各種変更届。
- ・帰国手続き(住民票の除票、口座解約、帰国チケットの手配等)
- ・実習生が病気・ケガになった場合は電話対応での通訳業務。

監理団体と実習生受け入れ企業様・実習生の繋がり

私たち監理団体は、よく派遣会社と間違われますが、監理団体は派遣会社ではありません。その為、給与は実習生の雇い主である受入れ企業様から実習生へ直接お支払い頂きます。

監理団体は国から認可を受けて技能実習事業を行っており、技能実習制度の下で技能実習生を受入れされている企業様・実習生を監理・監督し外国人技能実習機構または出入国管理局への書類申請をサポート致します。

従って万が一、受け入れ企業様が実習生に対して給与の未払いや暴力行為などの違反行為や虚偽の申告があった場合、監理団体は外国人技能実習機構・出入国管理局に報告しなければなりません。最悪の場合、技能実習の中断になります。



技能実習生を受け入れるには組合員になる必要がある。

企業が実習生を受け入れるには企業単独型技能実習と**団体監理型技能実習**と二種類ありますが、企業単独型は海外に自社の支店があるなどの特殊な条件を満たす必要があるので基本的には、団体監理型技能実習しか選べないのが現状です。

団体監理型技能実習を行うには、最初にハイフォレス協同組合に加入して頂き、組合員になって頂く必要があります。

加入には出資金 50,000 円を頂きますが途中で退会された場合は全額ご返金させていただきます。

面接の為に求人票の作成

組合加入後は技能実習生を面接するための求人票のテンプレートをメールでお送り致しますので、内容を記載してメールでご返信下さい。

内容を確認し次第、ベトナムまたはインドネシアなどの提携送り出し機関にご提出致します。

面接の応募者が集まるまで 1 カ月～2 カ月程お時間を頂きます。

集まり次第、ご採用担当者にご連絡させていただきます。

現地面接及び WEB 面接

年に 4 回ほど現地面接を行っています(3月、6 月、9 月、12 月)

それに間に合わない場合は WEB 面接を行います。

現地面接に必要な時間は 4 日～6 日間、WEB 面接は 1 時間～3 時間となります。

あらかじめ面接で聞きたい事をご準備ください。

または入社テストなどがある場合は、事前にご相談ください。

採用された実習生は約 6 カ月程、日本語の勉強や日本での生活の仕方を学びます。

必要な書類をご提出下さい。

面接終了後 1 週間以内に事前にお渡しする提出書類一覧表に沿って、ご提出下さい。

その書類を下に外国人技能実習機構・入国管理局への申請を致します。

外国人技能実習機構での審査期間は 1～3 カ月程度、その後の入国管理局での審査も 1～3 カ月程度の審査期間が必要です。

その後、現地大使館でのビザ申請の審査が 3 週間程となるので入国までに 6 カ月～7 カ月かかり、入国後は入国後講習で 1 カ月日本で講習がありますので 6 カ月～8 カ月後に入社のイメージになります。

技能実習生の受入れの際の注意点

・毎月の家賃・水道光熱費はある程度、実習生の負担にすることはできますが、**初期費用の敷金・礼金は受入れ企業様の負担になります。**

また実習生が毎月負担する**家賃は 1 人あたり月 20,000 円**を上限とお願いしております。**水道光熱費は実費分を実習生の負担とすることができます。**

例

家賃 40,000 円で実習生 2 人受入れの場合、1 人 20,000 円。

水道光熱費が 40,000 円で実習生 2 人受入れの場合、1 人 20,000 円。

※アパートの広さは 1 人 3 畳以上の最低限の広さが必要ですがそれでも狭いので 1 人 1 部屋が望ましいです。

※会社所有の宿舎の場合、家賃に上限がございます。

不動産取得価格・リフォーム費用・耐用年数・築年数によりご希望の家賃額をご請求出来ない場合がございます。

・家具家電・通勤用自転車も受け入れ企業が負担します。

●のページ準備物一覧表をご覧ください。

・監理団体に支払う月々の監理費は受け入れ企業様の負担です。

・技能実習生保険への加入、実習生が病気風邪を患ったり、プライベートでの事故など広い範囲で適応が可能ですが、通常の歯医者とは適応外です。

・雇用保険、労災保険、社保・国保、などは日本人従業員と同等の待遇が必要です。

・賃金は職種にもよりますが**手取り 13 万円**程度でお願い致します。

・建設業の場合、建設業許可証のご提出と建設キャリアアップシステムへの加入が必須となります。
実習生入社後 6 カ月以内に建設キャリアアップシステムへの技能者登録をお願い致します。
(技能者登録が完了していないと 1 年で技能実習終了となります。)

・有給休暇は労働基準法通り与えて下さい。

・賃金未払いが発生した場合は、すみやかにお支払い下さい。

・暴力や悪質な賃金未払いなど労働基準法に違反があった場合は、実習が中断する場合もございます。

・日本語能力の低さを理由に解雇はできません。

技能実習は 1 年に何名まで受入れすることが出来るか？

【団体監理型】基本人数枠

技能実習 1 号=基本人数枠		技能実習 2 号
常勤職員の人数	受け入れ可能人数	受け入れ可能人数
300 人～	常勤職員の 1/20	基本人数枠の 2 倍
201～300 人	15 人	
101～200 人	10 人	
51～100 人	6 人	
41～50 人	5 人	
31～40 人	4 人	
～30 人	3 人	

「常勤職員の数」とは、実習実施者に継続的に雇用されている社員の人数です。**すでに働いている技能実習生は、常勤職員数には含まれません。**

技能実習生の受け入れ可能人数は、技能実習 1 号では常勤職員の総数を、2 号では常勤職員の総数の 2 倍を超えてはならないと定められています。

したがって、例えば常勤職員が 2 人の企業では、技能実習生は 2 人までしか受け入れることができません。

※技能実習生の最低受入れ人数は最低 2 名からとなります。

技能実習生の面接までに受入れ企業が受けるべき講習や受入れ体制

技能実習生を受け入れる事が決まったら 3 つの役柄を会社内で決めて下さい。

- ・技能実習責任者(技能実習に関わる職員を監督する責任者、**義務講習があるので直近で受講して下さい。**

※受講されなかった場合、国への申請ができないので実習生が入社できません。
毎月の技能実習日誌や出勤簿、賃金台帳など帳簿書類の作成・管理・保管をし年に1度
実施状況報告書の作成・管理をして頂きます。

- ・技能実習指導員(実習生に仕事を教える方、受入れ実習生が多い場合は数名必要)
※技能実習指導員は実習生が習得する技能に関して 5 年以上の経験のある常勤職員の方が
就任できます。

基本的に実習生と同じ作業場内にいなければなりません。

- ・生活指導員(実習生を病院に連れて行ったり、宿舍などの生活に関わる指導や補助をする方)

上記 3 つの役柄は 1 人でも兼任可能です。

実習中断・帰国について

先で述べた通り技能実習生は原則 3 年間日本で実習することができますが、帰国の際の給与は前もって帰国日より前にお支払い頂くことになります。

もし事業場の都合でお支払いが間に合わなかった場合は、国際送金になりますが、**国際送金手数料は受入れ企業様のご負担となります。**国際送金手数料については各金融機関にご相談下さい。

実習生の健康上の都合や親族の都合、犯罪に巻き込まれた等でごく稀に 3 年経たずして帰国してしまう実習生がいるのも事実です。

残念ながらどのような状況で帰国する事になったとしても、帰国費用は受入れ企業様の負担となります。

また失踪があった場合でも実習生が働いた給与分はお支払いして頂かないとなりません。
失踪があった場合は外国人技能実習機構や入国管理局が調査に来る場合がございますので
ご協力お願い致します。

監理費と受入れ諸費用のお支払い時期

- ・実習生の受入れ時にかかる諸費用は日本側の入国管理局の許可後にお支払い頂きます。入金確認次第、実習生の入国チケットを発券し入国という流れになります。
- ・毎月の監理費は翌月の月初に前月分の御請求書をお送りさせていただきますので当月内にお支払い頂くようになります。
例 2024 年 1 月分を 2 月月初に発行。2 月末までにお支払い頂きます。
- ・監理費のお支払いが滞った場合、実習生を貴社から引き上げる場合がございますので、その点ご理解頂きますよう宜しくお願い致します。

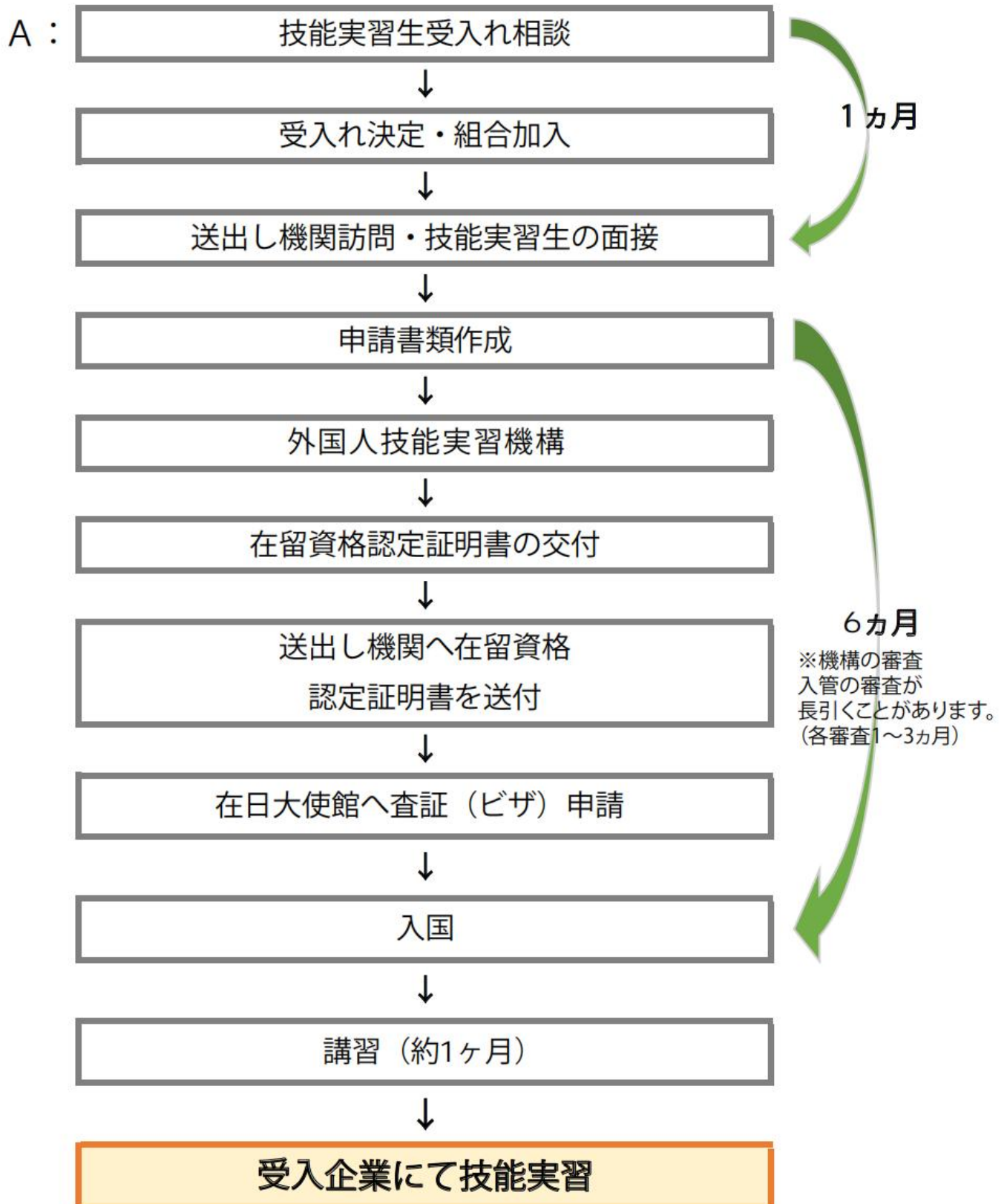
面接後のキャンセル・実習生の途中解雇について

- ・ご採用後のキャンセルは、特段の事情を除きキャンセルできませんが、実習生は 6 カ月かけて勉強し、組合は数ヶ月かけて申請業務にあたります。
採用後 2 カ月を超えてキャンセルされる場合は通常実習生が入国するまで費用は頂きませんが、人件費などを考慮し実費でキャンセル料をお支払い頂く場合がある事を予めご了承下さい。
- ※面接の際に現地面接をされた場合、同行した監理団体職員の交通費・宿泊費も含まれます。
一般的なエコノミーの金額となります。
- ・実習生の途中解雇は労働基準監督署や外国人技能実習機構などに事情を説明し、慎重に進めなければなりません。
一方的な解雇は最悪の場合は裁判沙汰となってしまいますので、ご注意下さい。
- ・経営的な理由で実習が継続できない場合、休業補償が必要になります。また一方的な判断はせず実習生・監理団体にもご相談をお願い致します。

実習生の昇給について

- 昇給については受入れ企業様の判断に委ねますが、一般的に昇給時期は 1 年目から 2 年目に移行の際、1 年毎に行われる事がほとんどです。
あまりにも昇給が行われない場合、実習生のモチベーションの低下や失踪につながります。
昇給金額は平均 2 万円程度です。
家賃を企業負担に変えるなどの手段も残業単価が変わらずオススメです。

実習生受入れまでの流れ



実習生受入れまでに準備するもの

wi-fi	ストーブ
掃除機	電子レンジ
洗濯機 1人～3人用	冷蔵庫 1人～3人用
コンロ（プロパン、都市ガス）	炊飯器
自転車	照明 シーリングライト
食器セット	布団 枕 シーツ
まな板 包丁	調理器具 フライパン鍋など
バスタオル・フェイスタオル	食材保管用タッパー
食器・お風呂の掃除用スポンジ	洗濯洗剤・台所洗剤
ものほし竿 2.1m～3.0m	トイレブラシ・トイレ洗剤
ハンガー・ピンチハンガー	カーテン・レースセット
シャンプーなど	扇風機
食卓テーブル・椅子	トイレットペーパー・ティッシュ
鍵付き保管庫（貴重品の保管用）	サランラップ、アルミホイル
ガス感知器	消火器

※現在、鍵付き保管庫・消火器・ガス感知器を宿舎に取り付けることが義務となっております。

- ・入国してから約 1 ヶ月間の講習がありますのでその間に寮のご準備や、必要なものを揃えて頂きます。
- ・調理器具・布団・自転車・家電製品などは中古でも構いません。
- ・消耗品などは初回の給料日までの在庫のご準備をお願いいたします。

監理事業許認可(許一 2008000255)

Business Matching World



Hiforest Cooperative

〒542-0073 大阪市中区日本橋2-18-23 2F

ご質問・ご不明な点がございましたら
お気軽にご相談下さいませ。

TEL / 06-6964-8121

FAX / 06-6964-8122